

デジタル技術の社会実装には 規制影響分析と テクノロジーアセスメントの一体化を

大阪大学社会技術共創研究センター長

岸本 充生
きしもと あつお



個別イシューだけでなく、
規制策定プロセスの改革を

新型コロナウイルス感染症対応として、
様々な規制の緩和や廃止が議論されている。
しかし、規制緩和自体は手段であって目的で
はない。規制緩和にも良いものもあれば、悪
いものもあるし、逆に、規制拡充にも良いも
のもあれば、悪いものもある。それでは、良
いか悪いかはどうしたら判断出来るのだろう
か。それは、その規制緩和や規制拡充が社会
にとって良いかどうか、社会を良くするもの

であるかどうかで決まる。そしてそれを判断
するためのツールが「規制影響分析(RIA
A)」なのである。欧米では規制改革と言え
ば、RIAを含むプロセスの改革が本丸であ
り、規制緩和自体は目的を達成するための手
段であり、プロセスを整備したうえで議論さ
れるべきものである。日本における規制改革
の議論において決定的に欠けているのが、規
制(緩和)の妥当性を保証するために必要なプ
ロセスを巡る議論である。個別イシューごと
に議論するのは政治としてはそれで良いかも
しれないが、それでは人的リソースがいくら

あっても足りない。研究者はきちんとプロセ
ス改革を提案すべきである。RIAは、規制
の新設(や改廃)時に、社会、経済、環境など
へのあらゆる影響を、ステークホルダーから
の聞き取りも含めて、出来るだけ定量的に予
測し、最終的に選択された規制案について、
期待される効果が遵守費用を正当化すること
を説得的に示す一連のプロセスである。
日本ではRIAは2007年によくやく制
度化され、法律や政令だけが対象であるとい
う制約はあるものの、規制の拡充や改廃に際
して作成が義務付けられている。毎年様々な

省庁から100以上のR I A評価書が公表されているが、規制の内容がほぼ固まってから後付けで作成されることが殆どであるため、規制策定過程に影響力を持たず、また内容も乏しいものであった。しかし、2017年にはR I Aの改善方策が取りまとめられ、ガイドラインが改訂され、遵守費用の定量化にフォーカスした取り組みが行われたことで、令和元年度のR I A評価書の点検結果では約40%で遵守費用の定量化が行われたことが示された。

欧米で進むプロセス改革と 規制影響分析の活用

欧米では規制改革として、R I Aを活用して、規制の立案段階から事後評価における一連の流れの透明性やアカウンタビリティを高める方向で度々改革が行われてきた。2003年にR I AがスタートしたEUでは、2015年に「ベターレギュレーション」をスローガンとした改革が行われた。英国では2010年に規制により遵守費用が増加した分を規制緩和によって削減するO I O U (One-In, One-Out)制度が導入された。これは米国トランプ政権が導入したTwo for Oneルールに影響を与えたと思われる。米国では、費用便益分析をその骨格としたR I A制度は、1981年の導入以来、幾度の政権交代を経ても受け継がれている。日本を除く先進国の特徴は、1つには、規制監督機関(ROB)が

置かれており、R I Aを審査し、不備があれば突き返す権限を持っていることである。このため、R I Aの中身が大きく改善出来た。もう1つは、R I A評価書が初期段階と最終段階の2度作成されることで、規制の中身に影響を与えていることである。この2つの特徴が合わさることで、R I Aが規制策定プロセスに活かされている。

デジタル技術には テクノロジータセスメントとの 一体化を

デジタル技術の活用のためには規制の廃止や緩和が必要な場合もあるし、新しい規制を策定しないと利用が進まない場合もある。また、法規制でなく、ガイドラインや行動規範といったいわゆるソフトローで対応すべきケースもあるだろう。どのような場合でも、まずは「テクノロジータセスメント」が必要である。テクノロジータセスメントとは、技術の萌芽的段階から、当該技術が社会実装された場合に生ずるであろう倫理的・法的・社会的課題(ELSI)を予測し、それらに対応するための選択肢を提案する手法である。日本でも1960年代から提案され続け、科学技術基本計画でも度々言及されていたものの、未だに制度化されていない。欧州議会やEU加盟国の議会には公的なテクノロジータセスメント機関があり、先端技術の評価を積極的

に実施している。テクノロジータセスメントによって、現行の法規制とのギャップが調査され、技術活用やELSI対応に必要な規制緩和や規制策定のアイデアが得られる。また、パーソナルデータの利活用が含まれる場合は、テクノロジータセスメントの中心は「プライバシー影響評価(P I A)」となるだろう。P I Aではデータの取得から廃棄までの一連の流れを図示したうえで、プライバシー侵害やセキュリティ上のリスクがある箇所を明示し、発生の可能性と発生した場合の被害の大きさをそれぞれ3段階で表し、対策を施すことにより全てのリスクが「無視出来る」レベルであることを示す文書である。そのうえで、規制を緩和するにしても、規制を新たに策定するにしても、ソフトローで対応する場合でも、R I Aを実施することで、規制緩和や規制策定(や自主的なルール)が社会をより良くするものであることを、社会に向けて分かりやすく示すことが出来る。

デジタル技術の社会実装のためには、既存の法規制を遵守するだけでは不十分であり、それらが倫理的・社会的に受容される必要がある。倫理的・社会的に受け入れられるかどうかには、正当なプロセスを踏んでいるかどうかが鍵となる。そのためにも本稿で紹介したような、テクノロジータセスメント、P I A、R I Aなどが有益なツールとなるだろう。